

## □ 信用状(L/C)決済であれば、詐欺にかかることはないか？

### (1) 信用状取引でも詐欺は起こりうる

貿易は輸出者も輸入者も遠く離れて、お互いの実態をよく知らない関係のことが多いためトラブルが良く起こります。特に初めての取引では、期待通りの商品が届かなかったり、代金の支払いにトラブルが起こったり、納期が間に合わなかったりとお互いに心配なことがあります。

買い手側の代金決済について銀行の保証を取り付けたものが信用状で、信用状に記載された貿易書類を銀行に提出すれば代金が確実に受け取れるという仕組みです。

#### 輸入者の被害：

信用状の仕組みは特に輸出者側を保護したもので、輸入者としては商品の中身に関しては何の保証もありません。コンテナの中に屑鉄や石ころが入っていたような事例も以前は時々ありました。極端な場合、貨物の出荷は一切なく、偽の書類を銀行に提出してまんまと全額引き落としされたようなケースもあります。

#### 輸出者の被害：

さらに輸出者としても信用状の記載を良くチェックしておかないと提出不可能な書類を要求していたりする場合もあります。船積み後に気がついて後祭り、貨物は出て行ったものの、銀行から代金を受け取れないケースも出てきます。そのうち信用状の有効期限が切れてしまい、泣く泣く大幅値引きして信用状の訂正と延長を頼み込むなどの被害が生じます。

### (2) 信用状決済でも起こりうる貿易詐欺の種類

たとえ信用状決済をしていても起こりうる貿易詐欺にはいろいろな種類がありますので、分類してみましょう。

#### 輸出者側の仕掛ける詐欺：

- ① 二セモノ商品を船積みする
- ② 粗悪品と知っていて船積みする
- ③ 鉄くずなど全く違うものを船積みする
- ④ 値段を吊り上げるためにわざと船積みを遅らす
- ⑤ 偽の貿易書類で銀行から金をとる

#### 輸入者側の仕掛ける詐欺：

- ① 値下げ要求のため信用状の開設を遅らす
- ② 信用状の記載に仕掛けをする

### ③ 貿易書類の瑕疵を理由に支払い拒否する

### (3) 最近日本で頻発する送金先変更詐欺

従来から貿易取引をしている外国の輸出会社の担当者から輸入商品代金の振込先を変えて欲しいとのメール連絡を受け、輸入商品代金をだまし取られているケースが何件か起きています。新聞に出ているケースもあれば、私の友人の会社のように恥ずかしいのでひた隠しにしているケースもあります。後から考えれば、ウイルスメールを開いたために関連メールのやり取りを盗まれたか、相手先の内部関係者の犯行と思われる。

#### ① その手口

長年の貿易取引相手先から輸入商品の代金送金口座を変更したとの連絡が入る。いつものメールの書式で、日本の輸入会社の社員は何の疑いもなく社内のだれにも報告せずに新しい指定口座に送金するように自社の経理部に指示を出す。その後、不思議なことに実際の取引先から何故まだ入金しないのか調べてほしいとのメールが入る。

前に入った送金先変更指示のメールを添付して、返事をする、「そのような指示はしていない添付メールは二セモノだ」との回答があり、直ちに送金銀行から実際の振込先銀行に問い合わせると、入金直後に全額を引き落とししているとのこと。詐欺は明白で回収は不可能。従来の取引先に再度送金せざるを得ない羽目になる。よくよく調べると、口座変更指示のメールは巧妙に作った偽メールだと判明。

#### ② これら詐欺への対策

「送金先の変更といった重要な変更事項はメールではなく、必ず相手のサインのある書面で確認し、実際の取引先担当者へ電話で確認を行う。」とJETROのサイトには出ています。

昨今では、ほとんどの仕事がメールやパソコン画面での操作で行われているため、担当者一人の判断で殆どが完結してしまいます。普段から社内で報告・連絡・相談の習慣を作ることをお勧めしたい。犯罪被害に対して用心深くないといけなんでしょう。日本の警察はこのような事件に全く対応できません。